

提出書類

① 申請

- 共通
 - 助成金交付申請書(区様式第1号)
 - 工事契約書の写し
 - 事業税・住民税等の納税証明書の写し
 - 千代田区建築物環境計画書一式(①建築物環境計画書の表紙(第2号様式)②事前協議書③環境評価書)の写し又はこれに代わるもの
 - 環境マネジメントシステムに取り組んでいることが確認できる書類
⇒千代田エコシステム(CES)※又はISO14001シリーズ(国際標準化機構)又はエコアクション21(環境省)等に取り組んでいること。
※一般社団千代田区エコシステム協議会が運営する千代田区独自の環境マネジメントシステム
 - ちよエコ宣言を行っていることがわかる資料(ちよエコ宣言の対象外となる場合は除く)
- 申請者が中小企業者等の場合
 - 中小企業者等であることを確認できる書類
- 共同建築主等がいる場合
 - 委任状(区様式第2号)

② 変更(必要な場合のみ)

- 工事内容やCO2削減量に変更になる場合
 - 計画変更届出書(区様式第4号)
 - 変更内容がわかる書類の一式(平面図等)
 - 二酸化炭素削減量算出表(区様式第5号)
- 建築主等に変更になる場合
 - 助成金交付申請変更承認申請書(区様式第8号)
 - 助成対象要件を満たすことが確認できる書類一式等

③ 工事完了報告

- 工事完了報告書(区様式第10号)
- 千代田区建築物環境計画書(完了時)一式の写し又はこれに代わるもの
- 建築確認の完了検査済証
- 二酸化炭素削減量算出表(区様式第5号)
- BELS評価書の写し及び申請書類一式の写し
- 機器等の仕様書及び型番等がわかるパンフレット
⇒BELS評価書の認証に使用した機器等
(窓・断熱材・空調機・換気設備・照明・給湯器・エレベーター・太陽光等)
- BELS評価交付時の図面どおりに完了しているか確認できる写真及び納品書等の写し
⇒○ パンフレット等を提出した機器等の設置状況が確認できる写真
 - ①窓…設置状況がわかるもの
 - ②断熱材…設置状況がわかるもの
 - ③空調機…全ての室外機の設置状況及び銘板がわかるもの
また室内機の設置状況がわかるもの
 - ④換気設備…換気設備の設置状況及び銘板がわかるもの
 - ⑤照明…照明設備の設置状況がわかるもの
 - ⑥給湯器…全ての給湯器の設置状況及び銘板がわかるもの
 - ⑦エレベーター、太陽光等…全ての機器の設置状況及び銘板がわかるもの
- 納品書等の写し
 - ・型番・数量が確認できる資料
 - (例)納品書、保証書、出荷証明書、製品名が記載された請求書等の写し



④ 請求

- 助成金交付請求書(区様式第12号)

⑤ 実績報告

- 実績報告書(区様式第13号)
- CO2削減量実績集計表(Excel)
⇒建物全体の使用開始日が属する月の翌月から1年間のエネルギー使用量
- エネルギー使用量が分かる資料
⇒電力・ガス使用量請求書等

令和8年度

千代田区低炭素建築物助成制度のご案内

千代田区では、300㎡以上の新築等を計画する場合、千代田区建築物環境計画書制度の事前協議により、低炭素型社会の形成を推進しています。

千代田区建築物環境計画書及びBELS評価書に基づき算出した年間のCO2排出削減率が、一定以上削減されている計画の建築主に対し、CO2削減量に応じて助成金を交付します。

助成額について

助成対象者	CO2削減量(1tあたり)	助成上限額(1棟あたり)
中小企業者等※	50万円/t-CO2	2,000万円
その他	25万円/t-CO2	1,000万円

※中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者等であること。

助成対象要件

助成対象者は、下記の要件を満たした方になります

- 区内の新築又は増・改築計画であること。
- 工事着手前の申請であること。
- 申請用途のうち非住宅用途もしくは住宅用途の床面積が300㎡以上であること。
- 建築物の延べ面積が5,000㎡以下であること。
- 建築物竣工図面に基づき、**建築物(申請用途)のBELS評価書**の交付を受けていること。
- 千代田区建築物環境計画書(計画時及び完了時)及びBELS評価書に基づき算出した年間のCO2排出削減率が、**非住宅:35%以上**、もしくは**住宅:20%以上**削減されている計画であること。
- 事業税や住民税等を滞納していないこと。
※千代田エコシステム(CES)、ISO14001シリーズ、エコアクション21等
- 環境マネジメントシステム※に取り組んでいること。
- スケルトン部分工事を行う場合は、**スケルトン部分工事全体が完了した内容に基づき**、建築物全体のBELS評価書の交付を受けていること。なお、スケルトン部分工事は建築基準法に基づく検査済証の交付日から1年以内に完了すること。
- ちよエコ宣言を行っていること。(区外に所在する法人については、ちよエコ宣言の対象外となります。)



CO2削減量算出方法

建築物省エネ法に基づき計算された一次エネルギー消費量を用いて、CO2削減量を算出します。

● CO2削減量 算出式

※CO2換算係数は、区で定めた数値で計算します。

$$(設計一次エネルギー消費量 - 基準一次エネルギー消費量) \times CO2換算係数※$$

●お問い合わせ先●

千代田区 環境まちづくり部 環境政策課エネルギー対策係
〒102-8688 千代田区九段南1-2-1 千代田区役所5階
☎ 03-5211-4256 ✉ kankouseisaku@city.chiyoda.lg.jp

